

重 要 事 項 説 明 書

(施設介護サービス利用契約書)

あなたの申し出によりサービス提供を開始するにあたり、厚生省令第39号第4条によって、私達があなたに説明すべき事項を、次のとおり確認させていただきます。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 鈴鹿聖十字会
法人所在地	三重県三重郡菰野町宿野1433-74
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 藤田 隆太
電話番号	059-394-2511

2 ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム 鈴鹿聖十字の家
施設の所在地	三重県鈴鹿市木田町1961番地
施設長名	松岡 広樹
電話番号	059-374-0318
FAX番号	059-374-0077

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		三重県知事の事業者指定		利用定数
		指定年月日	指定番号	
施設	特別養護老人ホーム	昭和49年12月7日	2470300035号	60人
居宅	短期入所生活介護	平成8年8月1日	2470300035号	空床利用型
居宅介護支援事業		平成11年8月3日	2470300035号	

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	介護保険制度下で、指定介護老人福祉施設事業を行い、施設利用者に対してそれぞれがおかれている介護および支援の必要な環境等に応じて、利用者自身の選択に基づく保健・福祉サービスを効率的に提供する。
施設運営の方針	利用者に最も有利なサービスを提供することにより、利用者がその生活において国民としての権利をいささかも制限されず、尊厳をもって安心して生活していただけるよう配慮し、運営する。

5 施設の概要

特別養護老人ホーム

敷 地		9075. 48㎡
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造アスファルトシングル葺3階建
	延べ床面積	2060. 54㎡
	利用定員	60名

(1)居室

居室の種類	1室の定員	室 数	面 積
居室①	1人	6室	10. 96㎡
居室②	1人	24室	11. 01㎡
居室③	1人	12室	10. 76㎡
居室④	1人	12室	11. 12㎡
居室⑤	1人	6室	11. 28㎡

(2)主な設備

設備の種類	室 数	面 積	1人あたり面積
共同生活室	6室	27. 12㎡	2.71 ㎡
浴 室	6室	5. 55㎡	
医 務 室	1室	10. 02㎡	
調 理 室	1室	38. 44㎡	
汚物処理室	3室	1.39㎡	
介護材料室①	3室	1.83㎡	
介護材料室②	2室	0. 48㎡	

6 職員体制(主たる職員)

従 業 者 の 職 種	員数	区 分				常勤換算後の 人員	事業者の 指定基準	保有資格
		常 勤 専 従	常 勤 兼 務	非常勤 専 従	非常勤 兼 務			
施 設 長	1	1				1	1	介護支援専門員
生 活 相 談 員	1		1			1	1	介護支援専門員
介 護 職 員	30	26	1	3		31. 8	20以上	介護福祉士 21 名 社会福祉士 1 名
看 護 職 員	6	1	1	4				看護師 5 名 准看護師 1 名
機能訓練指導員	1		1			1	1以上	准看護師
介護支援専門員	2		2			2	1以上	介護支援専門員
医 師	1			1		0.1	必要数	内科医
管 理 栄 養 士	2	2				2	1	管理栄養士

7 職員の勤務体制

従業員の職種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯(8:30～17:00)常勤で勤務	原則として 4週8休
生活相談員	早番(7:00～15:30) 遅番(13:30～22:00) 日勤(8:30～17:00)	原則として 4週8休
介護職員	早番(7:00～15:30)(7:30～16:00)(8:00～16:30) 遅番(9:30～18:00)(10:30～19:00)(13:30～22:00) 夜勤(22:00～7:00)	原則として 4週8休
看護職員	正規の勤務時間帯(8:30～17:00)	原則として 4週8休
機能訓練指導員	8:30～17:00で勤務	週3日
介護支援専門員	早番(7:00～15:30) 遅番(13:30～22:00) 日勤(8:30～17:00)	原則として 4週8休
栄養士	正規の勤務時間帯(8:30～17:00)常勤で勤務	原則として 4週8休
医師	内科：週1日(水曜日)	

8 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種類	内容
食事	・栄養士が策定する献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供するように努めます。 ・出来る限り、その方の生活習慣を尊重した適切な時間に、その方の嗜好に適した食事を提供できるように努めます。 ・(一般的な食事時間) 朝食 7:30～8:30 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00
排泄	・その方の心身状況に応じ、プライバシーに配慮した適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	・ユニット内にある浴室にて、週2回入浴していただきます。 ・入浴ができない方に対しては、清拭を行います。
離床、着替え整容等	・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 ・シーツ交換は、週1回、寝具の消毒は、随時実施します。

健 康 管 理	・ 嘱託医師により、週1回診察日を設けて健康管理につとめます。 ・ 緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。 ・ 入居者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。 (当施設の嘱託医師) 氏名 : 牧田 慶久 診療科:内科(まきた内科クリニック) 診察日:毎週水曜日 13:00~14:30
相 談 及 び 援 助	・ 当施設は、入居者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口) 生活相談員 : 辰見 佳則
社会生活上の便宜	・ 当施設では、施設での生活を実りあるものとするため、ユニット内における入居者同士の交流や職員との交流が可能となるように努めるとともに、ユニット間で、あるいは施設外において他者との交流を図ることができるよう配慮します。 ・ 施設サービス計画に基づいて、個別サービス、レクリエーション等を実施いたします。 ・ 行政機関に対する手続きが必要な場合には、入居者およびご家族の状況によっては、代わりに行います。

(2)介護保険給付外サービス

サービスの種類	内 容
理 容 ・ 美 容	・ 毎月1回、鈴鹿市理容師組合員の出張による理髪サービスを利用いただけます。
金 銭 管 理	・ 利用者の財産、金銭の管理は基本的に身元引受人またはご家族でお願いいたします。ただし、社会通念上、あなたに身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合等については、別途協議の上、「金銭管理サービス」をご利用いただけます。 - また、「支払い代行サービス」をご利用いただく場合、預かり金として現金をお預かりし、日用品・嗜好品等にかかる代金の支払いに当てさせていただきます。
日常生活品の購入代行	・ 利用者およびご家族が自ら購入が困難である場合は、施設の「購入代行サービス」をご利用いただけます。ご利用いただく場合は、やむをえない場合を除き、7日前までに購入代金を添えてお申し込みください。 (詳しくは「11 医療費・日常生活品購入費の支払方法について」をご参照ください)

9 利用料

原則として料金表の1割・2割・3割が利用者の負担額となります。負担割合については、介護保険負担割合証に記載のある割合(1割・2割・3割)となります。介護保険が適用されても、保険料の滞納等により、事業者が直接介護保険給付が行われない場合は、料金表の利用料全額をお支払いいただきます。利用料のお支払と引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。サービス提供証明書及び領収書は、後に利用料の償還払いを受ける際に必要となります。

(1) 法定給付(1日につき)

要介護1	6,880円	要介護2	7,599円	要介護3	8,370円
要介護4	9,099円	要介護5	9,807円		

※1割負担の場合の利用者負担分(2割・3割負担の方は上記の金額の2割・3割となります)

要介護1	約688円	要介護2	約759円	要介護3	約837円
要介護4	約909円	要介護5	約980円		

加算(1日につき)

種 類	利 用 料	1割負担の場合
栄養マネジメント強化加算(※注7)	112円	約12円
日常生活継続支援加算(※注1)	472円	約48円
サービス提供体制加算Ⅰ又はⅡ(※注2)	225円(Ⅰ)又は184円(Ⅱ)	約23円又は約19円
夜勤職員配置加算	184円	約19円
看護体制加算(Ⅰ)口・(Ⅱ)口(※注3)	(Ⅰ)41円 (Ⅱ)82円	(Ⅰ)約5円 (Ⅱ)約9円
看取り介護加算(※注4)	死亡日以前30日以上45日以下 739円	約74円
	死亡日以前4日以上30日以下 1,478円	約148円
	死亡日前日及び前々日 6,983円	約699円
	死亡日 13,145円	約1,315円
初期加算(入所日より30日間)	308円	約31円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の140/1000	
口腔衛生管理加算(該当者のみ ※注5)	1129円又は924円/月	約113円又は約93円
療養食加算(1日3回限度 該当者のみ)	61円/回	約7円
若年性認知症入所者受入加算(該当者のみ)	1,232円	約124円
科学的介護推進体制加算(※注6)	513円/月	約52円
ADL維持等加算(※注7)	308円又は616円/月	約31円又は約62円
褥瘡マネジメント加算(※注7)	30円又は133円/月	約3円又は約14円
排泄支援加算(※注7)	102円又は154円又は205円/月	約11円又は約16円 又は約21円/月
認知症専門ケア加算Ⅰ又はⅡ(※注7)	30円又は40円/認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の方のみ	約3円又は約4円
安全対策体制加算	205円/入所時のみ	約21円
協力医療機関連携加算(1)(2)(※注8)	513円又は51円/月	約51円又は5円/月
退所時情報提供加算(※注9)	2,567円/回	約256円/回
新興感染症等施設療養費(※注10)	2464円/日	約246円/日
退所時栄養情報連携加算(※注11)	718円/回	約71円/回
再入所時栄養連携加算(※注12)	2,054円/回	約205円/回
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)(※注13)	1027円又は102円/月	約102円又は10円/月
高齢者施設等感染対策向上加算(※注14)	102円又は51円/月	約10円又は5円/月

※注1、注2:施設の体制によって日常生活継続支援加算とサービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡのいずれかを算定させていただきます。両方を算定させていただくことはありません。

※注3:看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)に関しましては看護職員の体制によって算定させていただきます。

※注4:看取り介護加算に関しては、以下の場合に算定させていただきます。

- ①入居者ご本人またはそのご家族(以下「入居者等」と呼称)と施設側で協議したうえで、施設での「看取り」に対して合意がなされている。
- ②医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断し、それに基づいた介護に関する計画について施設職員より説明を受け、その計画について入居者等が同意されている場合。
- ③ご家族に対し、介護記録等をもとに行われている介護について随時説明を行い、その内容について同意されている場合。

※注5:口腔衛生管理加算に関しては、以下の①～③全てを行っている場合、該当者のみ算定させていただきます。また、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は上位加算を算定させていただきます。

- ①歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入居者に対して口腔ケアを月2回以上行った場合。
- ②口腔ケアを行った歯科衛生士は実地記録を残し、施設はこれを保管、及び写しを入居者に提供する。
- ③歯科衛生士が、入居者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応する。

※注6:入所者ごとの、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る 基本的な情報を、厚生労働省に提出したうえで必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用した場合に算定します。

※注7:各種算定要件を満たした場合にのみ算定させていただきます。

※注8:協力医療機関が(1)下記の①～③の要件を満たす場合。(令和6年度に限り 100 単位/月)協力医療機関が(2)下記以外の場合。

- ①入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- ②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- ③入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保している事。

※注9:医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に入居者1人につき1回限り算定する。

※注10:入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。

※注11:厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断

した入居者に対し、管理栄養士が、退所先の医療機関に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合、1月に1回を限度として算定する。

※注12:医療機関の管理栄養士と連携して、二次入所後の栄養ケア計画を作成した場合、1回に限り算定する。

※注13:(Ⅱ)利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている事。見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している事。1年以内ごとに1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。これらを行った場合に算定する。

(Ⅰ)(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取り組みによる成果が確認されている事。見守り機器等のテクノロジーを複数導入している事。職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていること。これらを行った場合に算定する。

※注14:(Ⅰ)感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時の対応を確保している事。協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応している事。診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に一回以上参加している事。これらを行った場合に算定する。

(Ⅱ)診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に一回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている事。これらを行った場合に算定する。

※介護報酬は月単位の集計になります。1円以下の端数処理で【1日毎処理の集計】と【1ヶ月間合計処理の集計】では誤差が生じますのでご了承ください。

入院又は外泊時の費用について

- ・要介護状態区分にかかわらず、1日につき2,526円。ただし、1月につき7泊(6日分)を限度とします。
- ・月をまたがる場合は、最大で連続13泊(12日分)を上限とします。
- ・ご使用のベッドを他の利用者の短期入所生活介護に使用する場合は、費用の負担はありません。

(2)法定外給付

区 分	利 用 料
居 住 費	2,670円/1日
食 費	朝食:340円 昼食:680円 夕食:630円 経管栄養の利用者様 1650円/日

理 容 ・ 美 容 サ ー ビ ス	2, 000円／1回
日常生活品の購入代行サービス	購入依頼のあった品物を購入するのに要した金額の実費
口座振替手数料（利用料等のお支払いを口座振替にてお支払いしていただいた場合）	9 3 円／1 月
私的な外出等の送迎サービス	それに要した交通費の額として、1キロメートルにつき50円
金銭管理・貴重品管理にかかる費用	1,000円／1月
郵便物等の転送に係る郵便料金	転送に係る郵便料金の実費

注1）居住費は、当施設にかかる建設費用、今後見込まれる修繕・維持費用および光熱水費などをもとに算定しております。

注2）食費は、食材料費および調理員の人件費などの調理費をもとに算定しております。

注3）外泊や入院などで、施設での食事を欠食される場合、食事していただいた分のみの請求となります。

注4）居住費については、外泊や入院などの理由により当施設を不在にされる期間中も、居室の維持管理費用として、1月に7泊（6日分）を限度として請求させていただきます。

なお、月をまたがる場合は、最大で1月13日（12日分）を上限とします。

（3）入居者の選定により提供するもの

区 分	利 用 料
特 別 な 食 事	・要した費用の実費
日常生活に要する費用で本人に負担いただくことが適当であるもの	・日常生活品の購入代金 要した費用の実費 ・レクリエーション費用 要した費用の実費 ・クラブ活動費用 材料費等、要した費用の実費

（4）負担限度額について

所得の低い方の施設利用が困難にならないよう、所得の段階（利用者負担段階）に応じた自己負担限度額が決められており、限度額までの支払いとなります。限度額を超えた分は、介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費）。

特定入所者介護サービス費を利用するためには、市町村に申請をして、「介護保険負担限度額認定証」の発行を受ける必要があります。

利用者負担段階		居住費（日額）	食費（日額）
第1段階	世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ）全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者・生活保護の受給者の方	880円	300円
第2段階	世帯全員が住民税非課税であって、かつ本人年金収入金額＋合計所得金額が 80 万円以下の方	880円	390円

第3段階 ①	世帯全員が住民税非課税であって、かつ本人 年金収入額＋合計所得金額が 80 万円越 120 万円以下の方	1, 370円	650円
第3段階 ②	世帯全員が住民税非課税であって、かつ本人 年金収入額＋合計所得金額が 120 万円越の方	1, 370円	1, 360円

10 施設利用中に病院等に入院された場合の対応について

当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下のとおりです。

① 7日間未満の入院の場合

7日間未満の入院の場合は、退院後再び施設に入居することができます。

② 7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入居することができます。ただし、ショートステイや緊急入居用としてベッドを利用させていただく場合があります。そのため、入院時に予定された退院日より早く退院した場合など、退院時に施設の受け入れ準備が整っていない時には、法人内の併設関連施設等をご利用いただく場合があります。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

この場合には、当施設に再び優先的に入居することはできません。

1 1 個人情報保護方針と利用目的

鈴鹿聖十字の家は利用してくださる方の個人情報を正確かつ安全に取り扱い保護するために、以下のとおり個人情報保護方針を定め、これを実行、維持することに努めます。

1. 当施設は個人情報保護に関する規定を定め、全職員が遵守することにより、個人情報の適切な管理に努めます。
2. 当施設は原則として、個人情報を施設の運営・サービス管理・介護サービス費請求・行政機関等からの要請および必要な範囲においてのみ収集いたします。
3. 当施設は原則として、個人情報を外部の第三者には提供いたしません。ただし、ご本人のかかりつけ医や他の介護保険事業所等と当施設との間で、この使用目的の範囲内で診療情報等を共有する場合があります。
4. 当施設は、利用者様からご本人の個人情報の開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し、当施設の開示手順に従った対応をいたします。また、訂正や利用停止を求められた場合においても審査し、適切に対応いたします。
5. 当施設は、個人情報を安全かつ適正に取り扱うために個人情報保護の管理者を置き、規則の整備・教育啓発活動・監査等を行っております。
6. 当施設は、個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等を防止するための措置を講じております。
7. 当施設は、個人情報に関して適用される法令その他の規則を遵守するとともに、上記各項

における取り組みおよび保護活動を継続的に見直し、改善してまいります。

(利用目的)

当施設では、利用者様の個人情報については下記の目的に利用し、その取り扱いは万全の体制で取り組んでおります。

1. 施設内での利用

- ①利用者様に提供する介護保険サービス
- ②保険事務
- ③入退居等の管理
- ④会計・経理
- ⑤事故等の報告
- ⑥当該利用者様への福祉サービスの向上
- ⑦サービスの質の向上を目的とした施設内事例研究
- ⑧その他、利用者様に係る管理運営業務（利用者様の呼び出し、面会者案内等）

2. 施設外への情報提供としての利用

- ① 他の医療福祉関係者、介護サービス事業者等との連携
- ② 他の医療福祉機関からの照会への回答
- ③ 利用者様へのサービス提供等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合。
- ④ 協力医療機関（歯科含む）との実効性のある連携体制を構築するため、現病歴等の情報共有
- ⑤ 検体検査業務等の業務委託
- ⑥ ご家族等への状況説明
- ⑦ 保険事務の委託
- ⑧ 審査支払い機関へのレセプトの提出
- ⑨ 審査支払い機関または保険者からの照会への回答
- ⑩ 損害賠償責任保険等に係る医療福祉に関する専門の団体保険会社等への相談または届出
- ⑪ その他、利用者様への医療保険事務に関する利用

3. その他の利用

- ①医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ②サービスの質の向上を目的とした研究
- ③事業所、施設で行われる学生への実習の協力、情報提供
- ④外部監査機関への情報提供
- ⑤個人情報保護の保全のための遠隔地への保管

※ 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合にはその旨を担当窓口までお申し出ください。お申し出がない場合は同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。

※ これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことができます

1 2 現場実習の受け入れについて

当施設では大学生、専門学校生などの介護現場実習等の受け入れを行っています。利用者様の個人情報におきましては、上記の個人情報保護方針に沿って適切にお取り扱いさせていただきます。また、職員の指導・管理のもと利用者様の身体介護にあたることがあります。

1 3 虐待防止について

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。担当者：相談員
- 2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- 3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- 4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- 5) 職員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、入居者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- 6) サービス提供中に、職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 4 身体拘束及び行動制限について

当施設は、当該利用者様または他の利用者様等への生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者様に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いを行っています。

1 5 衛生管理などについて

当施設は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

当施設は施設内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を

おおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。

- ② 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的を実施します。

16 業務継続計画の策定などについて

当施設は感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

当施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。

当施設は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17 ハラスメント行為について

利用者、その親族又は関係者等が職員もしくは他の入居者等に対して、以下に記するような行為を行い、それによって職員又は他の入居者の心身に危害が生じ、又は生じるおそれがある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった場合、事業者からの契約解除を申し出る場合があります。

- ①職員又は他の入居者等に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ③ 職員又は他の入居者等に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ③職員や他の入居者等に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求など、性的ないやがらせ行為）

18 医療費・日常生活品購入費の支払方法について

緊急で、外部の医療機関を利用された場合の医療費の支払いや、必要な日常生活品の購入のために、「医療費等支払い代行サービス」をご利用いただくことができます。詳しいサービス内容、ご利用方法は以下のとおりです。	
サービス内容	あらかじめ、あなたまたはご家族から「医療費・日常生活品購入用預り金」を施設がお預かりし、その中から、当月生じた医療費や必要な物品の購入およびその支払いを代行させていただきます。

支払いを代行させていただく費用の種類、内容	① 外部の医療機関を利用された場合の医療費 ② 施設での生活に必要な物品、または利用者ご本人が購入を依頼された物品の代金 ③ あなたが参加されるクラブ活動等にかかる材料費等の実費
預り金の金額について	およそ3ヶ月間程度の医療費の支払いや、必要な日用生活品の購入額相当分を施設窓口にてお預かりいたします。 (金額の詳細は入居時にご相談ください。)
預り金および出納記録管理について	お預かりさせていただいた金額については、施設事務室にて管理いたします。また当月の出納状況を定期的に、施設利用料請求書送付の際に合わせて文書にてご報告させていただきます。
預り金の返還について	あなたまたはご家族が預り金の返還を希望される場合は、申し出日までにお預かりしている全額を、出納明細書を添えてお返しさせていただきます。
そ の 他	最初にお預かりした金額が不足してきた場合には、あらためてご入金依頼の連絡をさせていただきます。 預り金の使途について、ご不明な点がございましたら、施設担当者までご連絡ください。

19 事故発生時の対応

事故発生時の対応	・当法人は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにあなたの身元引受人並びに市町村および関係各機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 ・当法人は、サービスの提供によりあなたに賠償すべき事故が発生した場合には、天災地災等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。ただし、当該事故の発生につき、あなたの側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることがあります。
事故発生時の賠償について	・当法人は、万一の事故の発生に備えて、保険会社の損害責任保険に加入しております。

20 苦情申立先

鈴鹿聖十字の家 苦情相談窓口	ご利用時間 平日 9:00～16:00 土日 9:00～16:00 電 話 059-374-0318 F A X 059-374-0077 担当者 辰見佳則・藤村恵子
鈴鹿・亀山地区広域連合 窓口	所在地 鈴鹿市神戸1丁目18-18 鈴鹿市役所 西館3階 電 話 059-369-3200 F A X 059-369-3202
津市 窓口	所在地 津市西丸之内23番1号 津市役所 健康福祉部 高齢福祉課 電話 059-229-3156

	F A X 059-229-3334
四日市市 窓口	所在地 四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所 健康福祉部 高齢福祉課 電 話 059-354-8455 F A X 059-354-8280
三重郡菰野町 窓口	所在地 三重郡菰野町大字潤田 1250 番地 菰野町役場 健康福祉課 介護高齢福祉係 電 話 059-391-1125 F A X 059-394-3423
三重県国民健康保険団体連合会	所在地 津市桜橋2丁目96番 電 話 059-228-9151 F A X 059-228-5319
鈴鹿聖十字会第三者委員	衣斐 朋子 電 話 059-373-2120

21 協力医療機関

医療機関の名称	まきた内科クリニック
院 長 名	牧田 慶久
所 在 地	三重県四日市市貝家町266-2
電 話 番 号	059-320-1001
診 療 科	内・消化器・呼吸器・循環器
救急指定の有無	無
契 約 の 概 要	当施設と上記病院とは、入居者に病状の急変があった場合、即座に連携を取り、医師の指示にいたします。

医療機関の名称	鈴鹿回生病院
理 事 長 名	荒木 朋浩
所 在 地	三重県鈴鹿市国府町 112 番地の 1
電 話 番 号	059-375-1212
診 療 科	内科 / 総合病院 / 精神科 / 脳神経内科 / 消化器科 / 循環器内科 / 小児科 / 外科 / 整形外科 / 脳神経外科 / 呼吸器外科 / 心臓血管外科 / 泌尿器科 / 婦人科 / 耳鼻咽喉科 / 放射線科 / リハビリテーション科 / 麻酔科 / 血液内科 / 腎臓内科 / 病院 / 医療施設
救急指定の有無	有
契 約 の 概 要	当施設と上記病院とは、入居者に病状の急変があった場合、即座に連携を取り、医師の指示にいたします。

医療機関の名称	山中胃腸科病院
院 長 名	湊田 則次
所 在 地	三重県四日市市小古曽3丁目5-33
電 話 番 号	059-345-0511
診 療 科	胃腸・外・内・小児・整形・泌尿器・循環器・呼吸器
救急指定の有無	無

契 約 の 概 要	当施設と上記病院とは、入居者に病状の急変があった場合、即座に連携を取り、医師の指示にいたします。
-----------	--

22 協力歯科医療機関

医療機関の名称	ひつじ歯科・口腔外科クリニック
院 長 名	上條 英利
所 在 地	三重県四日市市小古曽 6 丁目 8 番 4 号
電 話 番 号	059-349-6480
診 療 科	歯科・口腔外科・矯正歯科・小児歯科
救急指定の有無	無
契 約 の 概 要	当施設と上記病院とは、入居者に病状の急変があった場合、即座に連携を取り、医師の指示にいたします。

医療機関の名称	にいま歯科医院
院 長 名	新美 敦司
所 在 地	三重県四日市市北浜田町 3-5
電 話 番 号	059-353-5580
診 療 科	歯科・予防歯科・矯正歯科・審美歯科
救急指定の有無	無
契 約 の 概 要	当施設と上記病院とは、入居者に病状の急変があった場合、即座に連携を取り、医師の指示にいたします。

23 非常災害時の対策

非 常 時 の 対 応	別途定める「特別養護老人ホーム鈴鹿聖十字の家消防計画」に則り、対応を行います。			
近 隣 と の 協 力 関 係	木田町自治会と連携し、非常時の相互の対応を行います。			
平常時の訓練等 防災設備	別途定める「特別養護老人ホーム鈴鹿聖十字の家消防計画」に則り、年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、入居者の方も参加して実施します。			
	設備名称	個 数 等	設 備 名 称	個 所 等
	スプリンクラー	あり	防火扉	6ヶ所
	非常口	9ヶ所	補助散水栓	3ヶ所
	自動火災報知器	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	30ヶ所	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ警報機	あり	非常用電源	あり
	カーテン・布団等は、防災性能のあるものを使用しています。			
消 防 計 画 等	消防署への届出日：平成 30 年 11 月 17 日 防火管理者：松岡 広樹			

24 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来 訪 ・ 面 会	来訪者は、面会時間を厳守し、その都度面会カードにご記入下さい。来訪者が宿泊される場合には、必ず事前にご連絡下さい
外 出 ・ 外 泊	外出・外泊の際には、必ず行先と帰園時間を届け出て下さい。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は、本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。

喫煙	施設内は禁煙です。
迷惑行為等	騒音等、他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようにして下さい。
現金等の管理	紛失の恐れがありますので十分ご注意下さい。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。
防犯カメラ	防犯上、施設内にカメラを設置しております。映像は事務所でのみ確認させていただきます。24時間、365日録画しておりますが、約1か月間のみハードディスクに保存する形をとっております。 何か問題があった場合のみ証拠画像として関係機関等に提出することがありますが原則、施設職員以外の第三者（入居者様のご家族を含む）に閲覧させることはございません。

鈴鹿聖十字会は、あなたに対する介護老人福祉施設サービスの提供開始にあたり、あなたに対して本書面に基づいて、上記重要事項を説明いたしました。

令和 年 月 日

三重県鈴鹿市木田町1961番地

社会福祉法人 鈴鹿聖十字会 特別養護老人ホーム 鈴鹿聖十字の家

説明者 辰見 佳則 印

(ご利用者)

私は、本書面に基づいてあなたから上記重要説明事項の説明を受けました。

私は、施設入居サービスの提供開始に同意します。

住所 _____

氏名 _____ 印

(署名代行者)

私は下記の理由により、利用者本人の契約意思を確認し、利用者に代わり上記署名を行いました。

住所 _____

氏名 _____ 印

本人との関係 _____

署名代行の理由 _____

(身元引受人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

本人との関係 _____

電話番号(FAX) _____